

避難施設開設時等の緊急対応業務

(1) 災害時等における避難施設の開設及び運営についての権限は市が有する。市からの指示により、緊急に避難施設として開設する場合は、指定管理者としての必要な対応をしなければならない。なお、避難施設開設中は、施設管理者として管理上必要な対応ができるよう、施設に職員を配置しなければならない。

- ① 施設の安全確認について建物及び設備等の被災状況チェック
- ② 避難施設の開設及び施設業務
- ③ 避難施設開設時における施設管理者として施設管理上必要な対応のための職員の配置（24 時間対応）
- ④ 市（施設所管課）との緊急連絡体制の整備
- ⑤ 施設利用者へ対しての利用許可の変更
- ⑥ 市との連絡調整等
- ⑦ その他避難施設開設時における必要な対応

(2) 自主避難する市民が来た場合は、業務時間内においては市の指示に従い、必要な対応を行わなければならない。また、業務時間以外に気象警報が発令又は予想され、市が必要と判断した場合についても、市からの指示により行わなければならない。

(3) 避難施設開設時の緊急対応業務が円滑に実施できるよう、平時から市との連絡を密にし、情報を共有しなければならない。

避難施設使用経費

(1) 市が避難所として開設した際の、避難施設開設に当たる人件費及び光熱水費などの経費は、実費を精算する。

(2) 避難施設として使用している際の破損については、市が原形復旧を行う。

(3) 自主避難に係る避難者の食料などは個人で準備を行うこととする。但し、避難指示及び勧告を行った場合は市が準備する。

市は、これらの都市施設整備の推進を図るとともに、必要に応じて計画内容を見直す等、積極的な防災空間の確保に努める。

（１）防災拠点や避難地となる都市公園、緑地整備の推進

近隣レベル、地区レベル、都市レベルの防災拠点となる都市公園や小・中学校等の整備を推進し、防災機能の充実を図る。また、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、緑地保全地域等を指定して、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てる。

（２）延焼遮断空間の整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園等の整備を図る。

（３）消防空間確保のための街路整備

北部市街地は、城下町のなごりから建物が密集し、狭幅員の道路等の防災上危険性の高い市街地形態となっている。

これらの密集市街地においては、避難や消火活動上支障のある狭あい道路の改善を図るため、地域の事情に応じた総合的な住環境整備を促進し、一定幅員以上の区画道路の確保を目指す。

特に、消防活動が著しく困難な地区においては、緊急消防対策街路を定め、重点的に狭あい道路の解消に努める。

（４）農地・緑地の保全

市街化区域については計画的な宅地化を推進するとともに、残存する農地・緑地等については、保全のための各種施策を活用する。

3 防災活動拠点の整備

市は、当面、**鹿窪運動公園を災害応急活動の中核拠点（地域防災活動拠点）**として整備促進を図る。この他、地域のバランスを考慮して、拠点を配置する。

防災活動拠点は、平常時には防災訓練や研修、あるいは住民の憩いの場となり、災害時には住民や市等防災機関の活動拠点となるよう食糧・飲料水・資機材等必要物資の備蓄機能、通信施設及び活動スペース等を備えたものとする。

4 面的都市基盤整備の推進

市では、これまで結城駅南地区や結城駅前地区、結城第一工業団地等について土地区画整理事業による面的な市街地整備に取り組んできた。現在も結城南部地区や北西部地区等において土地区画整理事業を施行中であり、徐々に道路・公園等の都市基盤が整った市街地形成が進んでいる。

今後とも、予定されている土地区画整理事業等の推進により、都市基盤の面的な整備を図り、計画的な土地利用の推進と災害に強い市街地形成を図る。